

JP-MIRAI自治体向けセミナー

外国人労働者受入れに関する自治体の取組み～自治体支援の現場から

株式会社ワールドディング

執行役員 池邊 正一郎

(経営企画・サステナビリティ戦略推進担当)

令和7年(2025年)3月25日(火)
15:05～15:35

worlding!



当社概要

会 社 名	株式会社ワールドディング
本 社 所 在 地	東京都新宿区四谷三丁目3-1-3
国 内 研 修 セ ン タ ー	アジア人財キャリアデザインセンター 東京都世田谷区給田4-11-3 アジア人財キャリアデザインセンター柴又 東京都葛飾区柴又7-12-19
国 内 拠 点	愛知県名古屋市中区、大阪府大阪市淀川区
海 外 拠 点	worlding Vietnam Co Ltd. 5F M5 bld., 91 Nguyen Chi Thanh, Lang Ha Ward, Dong Da Dist., Hanoi, Viet Nam
設 立	2013年3月25日
資 本 金	2,000万円
代 表 者	谷口 正俊
社 員 数	261人
事 業 内 容	・ 外国人技能実習生・特定技能外国人受入支援事業 ・ 外国人材 採用代行・有料職業紹介・派遣事業 ・ 外国人技能実習生入国後講習、外国人/日本人向け研修事業 ・ 暮らし支援事業(家具家電レンタル、社宅転貸借・管理代行)
取 引 社 数	587事業者(支援中の外国人数:8,140人(うち技能実習6,445人))
加 入 団 体	・ 東京商工会議所 ・ 一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) ・ 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ) ・ 東京人権啓発企業連絡会(東京人企連) ・ 公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン(CARE JAPAN) ・ 一般社団法人シルバーサービス振興会(ESPA) ・ ビルクリーニング外国人材受入支援センター(ASCF)(登録会員) ・ 公益社団法人日本メディカル給食協会(賛助会員)

執行役員 池邊 正一郎(いけべ しょういちろう)

- ・ 一般社団法人JP-MIRAI アドバイザー
- ・ 公益財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) 専門アドバイザー
- ・ 公益社団法人日本メディカル給食協会 アドバイザー
- ・ 令和4年度 厚労省「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導(OJT)の実態に関する調査研究事業」検討委員
- ・ 令和4～6年度 林野庁「木材産業における外国人材の受入れに関する委託事業検討会」事務局
- ・ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ) 人権教育分科会 幹事

≪最近の登壇実績≫

- ・ 日本商工会議所・東京商工会議所
- ・ 特定非営利活動法人経済人コー円卓会議日本委員会(CRT日本委員会)
- ・ 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)
- ・ 一般社団法人サステナビリティ経営研究所
- ・ 公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)
- ・ 東京外国人材採用ナビセンター(外国人材受入総合サポート事業)
- ・ 東京都観光産業外国人材活用支援事業
- ・ 東京都特定技能外国人雇用支援事業
- ・ とちぎ外国人材活用促進協議会
- ・ 茨城県外国人材支援センター
- ・ やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク・やまなし外国人相談支援センター
- ・ ふくい雇用創出・定着支援事業
- ・ 愛知県外国人介護人材受入セミナー開催事業
- ・ 名古屋市中小企業外国人材雇用支援事業
- ・ 滋賀県外国人材受入サポートセンター
- ・ 公益財団法人京都市国際交流協会
- ・ 大阪府外国人材受入加速化支援事業
- ・ 大阪府外国人留学生等マッチング支援事業 MEET IN OSAKA
- ・ 奈良県外国人介護人材受入支援事業
- ・ 福岡市外国人介護人材受入支援事業
- ・ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
- ・ ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO 2023
- ・ 一般社団法人日本木造分譲住宅協会
- ・ HCJ2024 フード・ケータリングショー 等

数字は2025年2月10日時点

日本国内で就労可能な外国人

- それぞれの在留資格で、勤務時間の制限や業務内容の制限等が存在する。
- 母数が多い身分系は仕事の選択肢も広いため、高度人材、技能実習生、特定技能の雇用が増えている。

外国人高度人材



<在留資格>

技術・人文知識・国際業務、
企業内転勤(海外子会社からの転勤)
特定活動(告示46号)、高度専門職等

<勤務時間>

フルタイム(技人国は派遣可)

<業務制限>

現場作業は不可(特活46号除く)

資格外活動の外国人アルバイト



<在留資格>

留学、家族滞在

<勤務時間>

パート(週28時間まで)

<業務制限>

なし(風俗営業以外)

身分系の外国人



<在留資格>

永住者、日本人の配偶者等、
永住者の配偶者等、定住者

<勤務時間>

フルタイム、パートいずれも可

<業務制限>

なし

外国人技能実習生

最長3～5年



<在留資格>

技能実習1号・2号・3号

<勤務時間>

フルタイム(派遣不可)

<業務制限>

91職種168作業(2025年3月20日現在)

※他は1年間であれば受入可の場合あり

<その他>

・家族帯同不可

・原則転籍不可

開発途上国
への人材
育成・国際
貢献制度

特定技能外国人

最長5年
(特定技能1号)



<在留資格>

特定技能1号・2号

<勤務時間>

フルタイム(派遣不可)

<業務制限>

16特定産業分野

<その他>

・技能試験・日本語試験合格

が在留資格変更の要件

・家族帯同不可

人材確保困難
分野への
即戦力人材
確保制度

インターン等

最長1年



<在留資格>

(海外の大学からの受入れ)

特定活動(告示9号)

(海外子会社からの転勤)

特定活動(告示42号)

<業務制限>

(海外の大学からの受入れ)

カリキュラムの一環となること

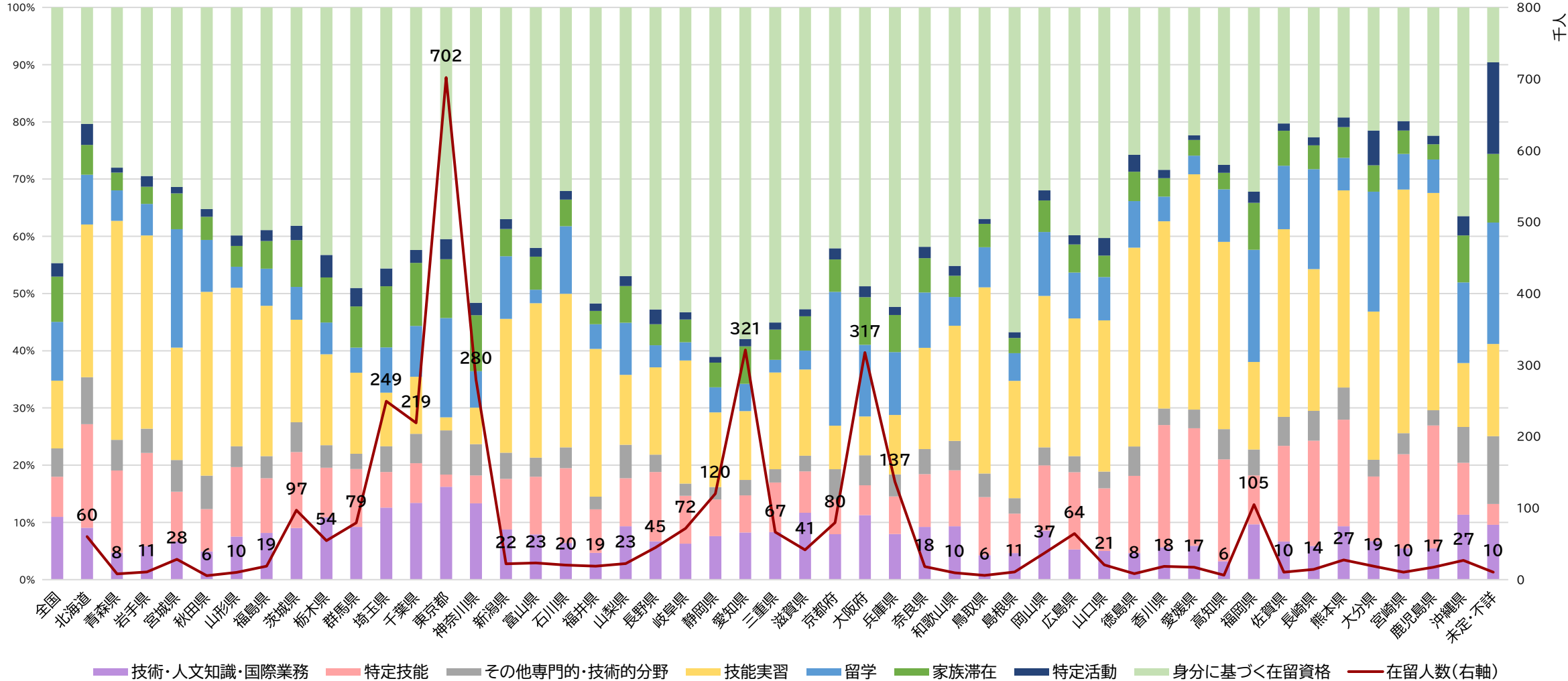
(海外子会社からの転勤)

技能移転となる業務であること

「技能実習制度」から
「育成就労制度」に法改正



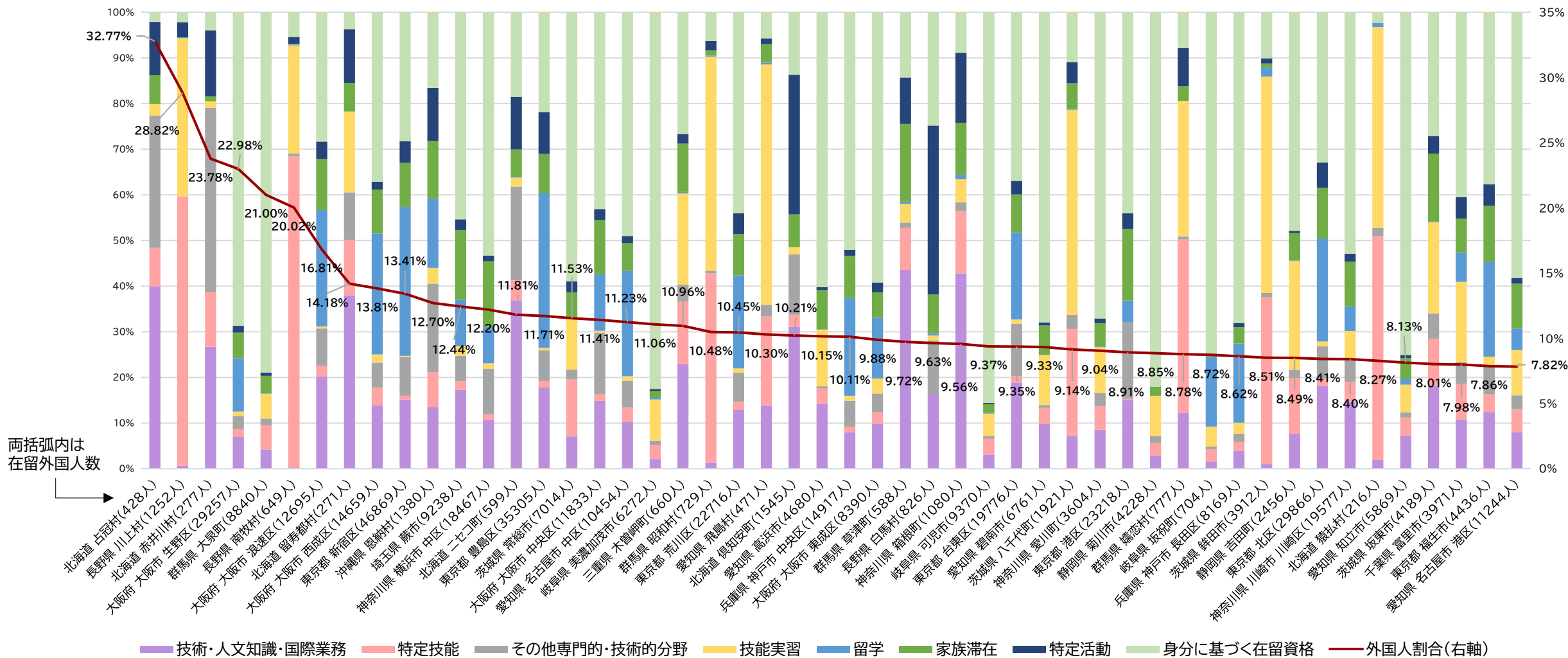
都道府県別 在留外国人の在留資格構成割合



出入国在留管理庁「在留外国人統計(2024年6月末)」を基にワールドディングが作成



在留外国人割合上位50市区町村の在留資格構成割合



出入国在留管理庁「在留外国人統計(2024年6月末)」及び総務省統計局「令和2年 国勢調査」を基にワールドینگが作成
(外国人割合は、「2024年6月末時点での在留外国人人数」÷「2020年10月時点での総人口」として便宜上算出)

これまでの外国人出入国在留管理施策

1950年	外務省に入国管理庁設置	
1951年	出入国管理令公布	
1952年	・外国人登録法公布・施行	・入国管理庁が法務省内部部局の入国管理局へ移行
1954年	国費留学生受入制度開始	
1983年	「21世紀の留学生政策に関する提言(留学生10万人計画)」策定	
1990年	入管法改正(在留資格の整理・簡素化、不法就労助長罪新設、日系人入国規制緩和)	
1992年	第1次 出入国管理基本計画	
1993年	外国人技能実習制度開始(研修1年+特定活動1年)	
1997年	技能実習の期間延長(研修1年+特定活動2年)	
1998年	永住許可要件緩和	
2000年	第2次 出入国管理基本計画	
2003年	第4次 出入国管理政策懇談会報告書	
2005年	第3次 出入国管理基本計画	
2006年	・『生活者としての外国人』に関する総合的対応策(外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	・ 地域における多文化共生推進プラン策定
2008年	・留学生30万人計画	・第5次出入国管理政策懇談会報告書
2010年	・在留資格「技能実習」創設(技能実習1号・2号)	・在留資格「留学」と「就学」の一本化
2012年	在留カード制度導入(外国人登録と住民票の一本化)	・第4次 出入国管理基本計画
2013年	・特定伝統料理海外普及事業外国人受入開始	・第6次 出入国管理政策懇談会報告書
2015年	・外国人建設・造船就労者受入開始(～2023年3月)	・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化
	・在留資格「高度専門職」創設	・家事支援外国人労働者受入開始
2016年	製造業外国従業員受入開始	
2017年	・技能実習法施行(技能実習機構設置、技能実習3号新設、優良要件新設)	・在留資格「介護」創設
	・クールジャパン・インバウンド外国専門人材受入開始	・永住許可要件緩和
2018年	・日系四世の更なる受入制度開始	・本邦高卒者の「家族滞在」からの資格変更要件緩和
	・外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 設置	・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (以後、毎年度改訂)
2019年	・在留資格「特定技能」創設	・永住許可要件厳格化
2020年	第7次 出入国管理政策懇談会報告書	・本邦大卒留学生の就労可能要件拡大(特定活動46号)
2021年	・外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置	・多文化共生事例集作成ワーキンググループ設置
2022年	・ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ 策定	・技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議設置
2023年	日系四世(架け橋人材)受け入れ制度の見直し(定住者への資格変更可、年齢上限の引き上げ、サポーター要件緩和)	
2024年	特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議設置	

各種資料よりワールドینگが作成

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の「重点事項に関する中長期的に取り組む施策」

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

【現状及び課題】

○ 日本語教育等の機会提供

- ・約15万人の外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村に居住(日本語教室が設置されていない市区町村は全体の約44%)
- ・生活オリエンテーションについては、居住する地方公共団体によっては、その実施の有無や内容の違いにより、我が国の習慣・社会制度等に対する理解度に違いが生じ得る状況にある。

イ ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- ・外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語のレベルについての基準等がない。

ウ 日本語教育の質の向上等

- ・日本語教師の資質・能力を正面から担保する仕組みは十分ではなく、また、待遇が必ずしも十分でないなどの面で日本語教師としての長期的なキャリア形成が難しい状況が隘路となり、日本語教師の質の確保や量的確保・育成が課題となっている。

【令和8年度までの目標】

外国人が生活のために必要な日本語能力を身に付け、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得することができる環境を整備する。

【具体的な取組】

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発・普及
- 生活オリエンテーション(日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習)動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境(来日前を含む。)を整備
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の「重点事項に関する中長期的に取り組む施策」

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

【現状及び課題】

○ 外国人に対する情報発信

- ・外国人が自らの置かれている状況に応じ活用可能な支援についての情報を適切かつ迅速に選択することが困難との指摘がある。
- ・国が発信する情報は、必ずしも読み手に配慮した内容となっておらず、また、外国人が情報を入手する媒体と国が情報を発信する媒体が異なることにより、必要とする情報が届かないなどの課題がある。

○ 外国人向けの相談体制

- ・外国人受入環境整備交付金により、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口を支援しているところ、必要な通訳の確保が困難などの状況があり、また、地域の実情に応じた同交付金の交付対象の見直しを求める要望がある。
- ・外国人が抱える問題は、在留資格・言葉の問題や、文化・習慣の違いなどにより、複雑で複合的なものがあり、相談対応に当たっては、必要に応じて関係機関が緊密に連携することが重要である。
- ・地方公共団体の行政窓口等の職員においては、十分な通訳・翻訳体制が確保できない中、日本語能力が十分でない外国人とのコミュニケーションに苦勞している状況がある。
- ・災害発生時等の非常時においては、外国人が置かれている困難な状況を迅速かつ的確に把握し、時宜を得た支援策を講じていく必要がある。

【令和8年度までの目標】

外国人が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスでき、抱える困りごとを迅速に解決できる環境を整備する。

【具体的な取組】

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の「重点事項に関する中長期的に取り組む施策」

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

【現状及び課題】

○「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期

- ・地域における外国人の子どもの就学状況について、一体的に管理・把握し、就学支援につなげる仕組みを構築する必要がある。
- ・就学の促進、高等学校の中途退学の防止等の観点から、子どもの将来の可能性について、保護者に情報が提供される仕組みが必要である。

○「青壮年期」

- ・日本語能力のみならず、我が国の企業文化・価値観・雇用慣行等への理解を深めることが重要である。
- ・我が国の労働法制・雇用慣行等に関する知識不足、言語・コミュニケーション能力や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい。

○「高齢期」

- ・高齢の外国人を取り巻く実態や課題が十分に把握できていない状況にある。
- ・国籍を問わず国民年金及び厚生年金保険への加入義務や任意加入制度等を、現役世代の段階から周知していく必要がある。

【令和8年度までの目標】

実態把握を進め、各ライフステージ・ライフサイクルに応じ必要な施策を検討し、順次実施する。

【具体的な取組】

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う **地域子育て支援拠点事業**の実施
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進
- **外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発**及び全国の自治体や学校等への横展開の実施
- 公立高等学校入学者選抜において **外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組**を推進
- 高等学校において、**日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度**の活用
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発
- 定住外国人を対象とした、**日本語能力に配慮した職業訓練**の実施
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の「重点事項に関する中長期的に取り組む施策」

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

【現状及び課題】

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり(日本の文化・習慣、税や社会保障等の社会制度に対する理解が十分でない)
- 外国人の生活状況に係る実態把握(政府統計等の中で、「国籍」、「在留資格」等が調査項目として採用されている統計は限られている)
- 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携(各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が課題)
- 外国人の社会参加と活躍
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

【令和8年度までの目標】

外国人との共生に対する国民及び外国人の幅広い理解を得ながら、関係機関が連携し、外国人への必要な支援の提供や適正な在留管理を実施することができる共生社会の基盤整備を目指す。

【具体的な取組】

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組の支援事業実施
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の「重点事項に関する中長期的に取り組む施策」

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

【現状及び課題】

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり(日本の文化・習慣、税や社会保障等の社会制度に対する理解が十分でない)
- 外国人の生活状況に係る実態把握(政府統計等の中で、「国籍」、「在留資格」等が調査項目として採用されている統計は限られている)
- 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携(各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が課題)
- 外国人の社会参加と活躍
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

【令和8年度までの目標】

外国人との共生に対する国民及び外国人の幅広い理解を得ながら、関係機関が連携し、外国人への必要な支援の提供や適正な在留管理を実施することができる共生社会の基盤整備を目指す。

【具体的な取組】

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組の支援事業実施
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進

多文化共生施策を推進するための制度の例

外国人受入環境整備交付金 一元の相談窓口

在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、在留外国人への情報提供及び相談対応を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置・拡充/運営

デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル分野等への 高度外国人材の確保・育成

地方創生に資する効果的な外国人材受入関連施策として、デジタル分野をはじめとした高度外国人材の地方での受入れ・共生、活躍促進に関する取組の推進（外国人観光客等の受入れ環境整備等）

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制 づくり推進事業

地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを目的とした取組（司令塔となる総合調整会議及び総括コーディネーターの設置、地域日本語教育コーディネーターの配置や育成、日本語教室の運営等）

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、外国人の子供の就学促進事業 帰国・外国人児童生徒等 教育の推進支援事業

公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数の増加、外国人の子供の就学促進事業実施数の増加

改修費補助、家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助、住替え補助、居住支援活動等補助 住宅セーフティネット制度

民間賃貸住宅を、外国人を含む要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する制度で、登録された住宅には、改修費等への経済的支援や、オーナーへの家賃補助、要配慮者への居住支援などを実施

<その他>

- 生活オリエンテーション動画（出入国在留管理庁）
- 外国人支援コーディネーター（出入国在留管理庁）
- 多文化共生地域会議、多文化共生アドバイザー制度（総務省）
- 多文化共生マネージャー（自治体国際化協会）
- 災害時外国人支援情報コーディネーター



がいこくじん
外国人との
きょうせいしゃかい
共生社会の実現へ

F42025 Training
for Support Coordinator for Foreign Nationals

れいわ ねんど がいこくじん しえん
令和7年度外国人支援コーディネーター
養成研修が始まります

<募集期間>
第1期
3月10日～4月18日
第2期
5月2日～6月6日

世界をつなぐ、未来をつくる。
I S A 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

各自治体における取組事例

団体名	山梨県	大分県	宮崎県
事例名	多様性が強みとなる共生社会・誰一人取り残されないデジタル共生社会実現推進事業	おおいた留学生ビジネスセンター(SPARKLE)	農業外国人材確保・定着体制構築事業
内容	(1) <u>県民意識啓発のためのシンポジウム</u>開催(令和6年3月開催 221名参加) (2) 県内に事業所・支店があり、正社員を募集する企業と、県内外大学等を卒業予定の外国人留学生を対象にした<u>留学生向けオンライン合同就職フェア</u>を開催(令和5年7月14社参加) (3) 災害時の多言語発信や外国人支援ボランティアを対象に年一回の研修会を開催。<u>外国人住民対象に防災教室</u>も開催(令和5年度は5回開催) その他、情報収集や関係団体と意見交換等を行うための「<u>やまなし外国人活躍ビジョン推進会議</u>」設置や、適正な労働環境整備に向けた「<u>やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク</u>」を設置	(1) 起業支援として、JBIA認定のシニアインキュベーションマネージャー、インキュベーションマネージャーが常駐し、起業に興味がある<u>留学生等がいっつも起業相談できる体制</u>を構築。創業期には経理や決算書のレビューや指導を行い、事業を継続するための<u>オフィスの貸し出し</u>(おおいた留学生ビジネスセンターの一部の部屋を最大3年間賃借可能)や、起業する際のビザの相談等も実施。 (2) 就職支援では、県内企業数社と留学生の交流会を目的とした小規模な就職セミナーやジョブフェアを年5～6回実施。また、県内各地の十数社をあつめた大規模なジョブフェアを年に2回開催。<u>企業と留学生のマッチングサイト(おおいた留学生人材情報バンク)</u>も運営。	(1) 技能実習制度の<u>監理団体の県内誘致活動</u>及び外国人コンシェルジュ運営業務に対する支援として「外国人材受入れ体制構築事業」を実施。JA宮崎中央会に相談対応、通訳・翻訳を担う<u>外国人コンシェルジュ</u>を配置。 (2) 大学等との連携による新たな受入れ方式の検証活動等に対する支援として、<u>宮崎県に送り出す技能実習生の「宮崎クラス(県の農業や食べ物、観光、方言について学ぶ機会)」を設置</u>。 (3) 公営住宅活用促進に向けた県営住宅によるモデル検証を行う「受入れ施設整備事業(<u>技能実習生の住居として県営住宅を活用</u>)」を実施。 ※本事業(農業外国人材確保・定着体制構築事業)は、「持続可能な農漁村の実現に向けた資源・経済循環構造転換推進事業」を構成する1事業である。
効果	✓ 共生社会の実現に向け、生きづらさを感じる外国人への支援や県民の意識改革などの取り組みは着実に進展している。 ✓ 合同就職フェアをオンラインで開催することで、県外の留学生にもアプローチができ、参加者数の増加につながった。今後、県内大学等の留学生の県内就職率の向上が期待される。	✓ 留学生の起業を支援することで、日本人の雇用も増加している。また、おおいた留学生ビジネスセンター内では、留学生や先輩起業家等の交流が頻繁に行われ、留学生のモチベーションの向上や、進路の選択肢の拡大に繋がっている。 ✓ 県外の外国人が大分県に来て起業するケースも出てきている。	✓ コンシェルジュが技能実習生の精神的な支えになっている。また、監理団体を県内に誘致することで充実したサポートが提供できるようになる。 ✓ 大学との連携で高度外国人材の受入れも実施。 ✓ 本事業を皮切りに、年間100人程度の外国人材の受入れに繋がり、今後更なる増加を期待する。

各自治体における取組事例

団体名	滋賀県	広島県	和歌山県
事例名	世界(外国人材)から選ばれる滋賀プロジェクト	広島県ものづくりグローバル人財育成協議会	外国人材の雇用・定着に向けた支援
内容	(1) 令和3年11月に、ベトナムのハノイ工科大学と滋賀経済産業協会と三者で調印した連携覚書に基づき、高度外国人材の受入を促進(合同就職面接会(ジョブフェア)の開催、ベトナム現地での日本語講座開設、滋賀県内企業での就業体験) ➢ 令和5年11月の現地ジョブフェアでは2,600人以上のベトナム人の大学生が参加。 ➢ ベトナムでの日本語講座は、初学者/習熟者対象の2コースを開設(対象:ハノイ工科大学生) ➢ 日本語講座の受講生の中から選抜して日本で就業体験(令和5年度は12社11名参加) (2) 就職活動やビジネスマナーの講座、日本人社員向け異文化コミュニケーション研修を実施。 (3) 滋賀県外国人材受入サポートセンターで外国人受入に関する企業相談及び県内就労希望の外国人の相談窓口を設置	(1) 広島大学が海外の連携校に赴き、奨学生として日本に留学する希望者を募り選抜 (2) 受入留学生への奨学金は、月10万を2年間給付。対象者は年間6名、広島大学大学院先進理工系科学研究科(博士課程前期)所属が要件。 (3) 1年目は日本語の基礎学習向上と日本型のものづくりについて学ぶ授業の受講、協議会会員企業への訪問・インターンシップ(2～3週間程度)を実施。2年目は修士論文研究及び就職活動。 (4) 会員企業は15社程度、企業負担金として1社あたり30万円(年間)の会費の支払が必要。別途、留学生を採用できた場合は、1人あたり50万円の支払が必要(企業負担金は、広島大学の寄附金制度を利用することで、税制上の優遇措置あり)。	(1) 企業にアドバイザーを派遣しサポート(費用は無料、1社最大3回まで派遣可能(先着50回)) ➢ 次年度以降は、外国人材雇用に関するサポートデスク/相談窓口の設置も予定。 (2) 企業向け外国人雇用に関するセミナーでは、基礎・実務編と受入体制編の2種類のセミナーをオンラインで実施。高度外国人材の受入実績がある企業の事例発表や意見交換のセミナーも実施(基礎・実務編は30社程度、受入体制編は20社程度の県内企業が参加)。 (3) 企業と留学生の出会いの場では、JETROが主催(共催:国立大学法人和歌山大学、和歌山県)となり、和歌山大学内で、企業からのプレゼンテーション(15分×5社)や企業(採用担当者・外国籍社員等)との交流会(90分程度)を実施した。対象者は日本で在学中の留学生で全体で30名ほどが参加。オンライン配信も実施。
効果	滋賀県内企業での就業体験に参加したハノイ工科大学の学生が、ジョブフェアに参加し、県内企業の内定獲得につながったケースも出ている。 ジョブフェアでは、参加者のプロフィール等が分かるマッチングシステムを活用することで効率的な採用活動ができている。	平成23～令和2年度受入留学生(平成25～令和4年度卒業)の48名は、県内企業へ就職している。受入企業からも高い評価を受けている。	専門アドバイザー派遣や、セミナー・意見交換会の実施により、県内企業の外国人材の受入環境が構築されつつある。留学生に対するサポートを行うことで高度外国人材の定着も期待される。

各自治体における取組事例

団体名	神奈川県横浜市	神奈川県綾瀬市	静岡県川根本町
事例名	海外の大学生や留学生の市内企業での就労促進	高度外国人材の雇用促進等	インドの世界的IT企業Zohoグループのサテライトオフィス誘致
内容	(1) JOB FAIR YOKOHAMA JAPANは2回開催。留学生及び海外の大学生を対象に開催し、第1回・第2回共に、500名超の学生等が参加。当日は、各企業の事業紹介に関するプレゼンテーションと、企業のブース出展を実施。日本での就労に必要なビザや在留資格の手続き等を相談できる行政書士への相談窓口も設置。 (2) 推薦就職制度 横浜市と海外の大学が連携し、大学から市内企業へ工学系の人材を推薦し就職につなげる。当制度により市内企業から内定を得た学生に対して大学が特別な日本語研修を実施。 (3) 海外の大学生や留学生に対するプロモーションでは、セミナー開催やブース出展を通じたPR活動を実施。現在までに20回以上のプロモーションを実施し、参加人数は累計3,000人以上。	(1) 技能実習生の受入支援や、JICAの事業にて綾瀬市企業で海外の経営人材の研修を行っている。商工会は監理団体として監理・指導する。JICAでは、ベトナムの経営者が経営論を学び、実際にブラッシュアップする機会として、日本で研修を受ける機会を提供するVJCCを実施。 (2) 綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用促進奨励金を交付。1年以上継続常勤雇用の場合が対象で、奨励対象は技術・人文知識・国際業務。外国人高度人材1人につき奨励金として72万円が交付される(1社1年度3人まで申請可能)。 (3) 市内製造業企業が登録しているポータルサイトでは、210社ほどの市内製造業企業が登録している「あやせ工場スマートナビ」を活用発信。市内企業の技術力や特徴的な取組のほか、登録企業に対するプッシュ型発信が可能。	インド人スタッフが地域に溶け込めるよう、町内の高校生を対象に、ICTキャンプとして放課後に英語やプログラミング教育を実施。町内技能実習生も含めた料理教室や太鼓の練習会も開催。静岡県では令和4年度以降「外国人材のための第二の故郷創出支援事業」を実施。地域に根差す活動を実施している地縁団体とゾーホージャパン、県と町が構成員となる「プロジェクトK」を設置。商工会や観光協会、金融機関等が加わり、川根本町も商工労働部門や農林業部門、教育部門等も参加し、隔月協議を実施。川根本町サテライトオフィス設置事業費補助金(空き家活用)を交付。補助限度額は、取得施設改修/賃借施設改修300万円から施設賃借料助成申請額を差し引いた残りの額であり、オフィスの賃借料に要する経費としての補助も可能(最大3年間288万円)。
効果	横浜市が持つ様々なネットワークを活かし、海外の様々なトップ大学にアプローチするとともに、プロモーションに加え、企業と人材のマッチングを効果的に実施することで、高度外国人材の受入拡大につながっている。	技能実習生の受入支援や、世界各国の企業経営者の研修事業、高度外国人材を採用した企業への奨励金を通して、海外進出や外国人材採用に関する意識が高まった。市内製造業企業が登録しているポータルサイトを活用することで効果的・効率的な情報発信もできている。	サテライトオフィスを誘致したことで、日本人の雇用の増加や、地域の活性化につながっている。

各自治体における取組事例

団体名	北海道恵庭市	岩手県花巻市	広島県福山市
事例名	外国人も暮らしやすく・活躍できる多文化共生のまちづくり事業	多文化共生のまちづくりによる地域再生	外国人が暮らしやすく活躍できるまちづくり
内容	(1) 技能実習生受入企業の担当者や、外国人が多く住む地区の町内会、市民活動団体(NPO法人等)、国際交流団体、教育機関が参加する多文化共生のまちづくり連絡協議会を設置。在住外国人及び地域住民へのニーズ・意識調査を実施。 (2) 日本語習得支援ボランティアを育成。対象は30～40人程の日本人市民で、10時間程度のカリキュラムを受講。日本語教室の日本語ひろば「えにわ」を月に2回開催。参加者は外国人(主に技能実習生)5～6名、日本人が10名程。 (3) 外国人向けの生活支援のガイドブックを作成し、外国人市民に配布。自動翻訳機(ポケットーク)を導入し、多言語相談対応を進めている。	➢ 外国人スタッフを新規採用。SNSでの情報発信、地域住民との交流の場の多文化共生サロン等を企画。小中学校への多文化共生に関する授業も実施。デザインツールを活用し、市内イベントに関する情報をやさしい日本語と英語で発信。多文化共生サロンは、母国の文化の紹介等を実施。 ➢ 日本語講座は通いやすい場所や時間帯に配慮し、異なる会場や時間帯でレベル別に開催。参加は各クラス15名程。 ➢ 生活講座では、防災訓練やごみの分別講座等を実施。 ➢ 「国際フェアinはなまき2023」では、初めて多文化共生も開催テーマに掲げ、やさしい日本語でのコミュニケーションに関する講演等を実施。	(1) 市のホームページの他言語変換、やさしい日本語への変換機能を追加。市の相談窓口に4か国の相談員を配置し、オンライン相談も実施。令和4年度は年間約4,200件の相談に対応。 ➢ やさしい日本語に関する研修会を年に1回開催し、今年度は30名程度の市民が参加。 (2) 日本語サロンを実施(年8回の無料の日本語教室を開催)。市内に地域日本語教室が11カ所。 (3) 災害ハザードマップ等の多言語化や、外国人市民や支援者等対象の防災教室を開催。防災多言語サポーターを養成。2023年10月開催の防災教室は、スポーツと掛け合わせて開催(参加者80名程)。防災多言語サポーターは19名が養成講座を受講(うち6名が外国人)。
効果	✓ 多文化共生のまちづくり連絡協議会の設置により、多文化共生に関わる関係者の連携や在住外国人及び地域住民へのニーズ・意識の把握ができています。また、日本語習得支援ボランティアの養成により、日本語教育に関する充実かつ自立的な支援が期待される。 ✓ 貴重な働き手となる外国人材に選ばれ、地域の貴重な人材の定住へとつながる。	市民アンケートにおいて、「多文化共生」という言葉の意味を理解している人の割合が増加し、市民の多文化共生への理解の醸成につながっている。外国人市民の受け入れに対する市民の意識が前向きになることで、外国人市民が地域住民の一員として地域に交わり、国籍に関わらず「住民が集い、賑わうまち」となることが期待される。本事業はその環境づくりに役立っていると考えられる。	外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めることで、地域や企業における新たな人材の確保や地域コミュニティの活性化につながる。また、福山市は近隣市町とともに備後圏域連携中枢都市圏を構成しており、外国人の増加や企業の人材不足に伴う外国人材の受入れ増加に向けて本事業の成果を他市町へ共有し取組を波及させ、地域の活性化につながることが期待される。

各自自治体における取組事例

団体名	大阪府東大阪市	北海道函館市	大阪府泉佐野市
事例名	多文化共生社会推進事業	多文化共生社会の実現による外国人材いきいき活躍プロジェクト	泉佐野市外国就労者サポートセンター(iFOS)
内容	(1) 多文化共生教育推進協議会には、市内企業や労働団体、大学等が参加し、多文化共生に向けた施策の検討やイベントを企画・運営。 (2) 年に一回、市内企業を対象にした外国人受け入れに関するセミナーと留学生向けの合同企業説明会、企業と留学生就職担当者との交流会を実施。東大阪市中企業振興会議でも多様な人材の活用の取組内容として報告を実施。多文化共生教育推進協議会を通して地域企業・地域NPO団体等と外国人雇用の情報共有を実施。 (3) 日本語教育に関するセミナーの実施や、(一社)東大阪ツーリズム振興機構による外国人向けの市内のモノづくり企業をめぐるツアーも開催。	(1) 日本語指導関係経費で、日本語指導が必要な小中学生数名に対し、学習支援・日本語指導を実施。令和4年度は5名の児童を対象に1対1で指導。コミュニケーション支援関係経費で、在住外国人に対し、日本語レベルの向上や日本文化への理解促進や「やさしい日本語」の普及・啓発を実施。 (2) 企業向け相談窓口設置(令和4年度24件) (3) 「函館」の魅力について、インフルエンサーやSNSを活用して発信 ➢ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり経費で、生活ガイドブックの多言語作成や生活オリエンテーション(令和4年度は3回実施し23名が参加)、在住外国人へのニーズ調査等を実施。	(1) 外国人向けの相談窓口の来訪者に対し無料で日本語教育。月2回、市内在住の外国人児童生徒とその家族を対象に日本語授業を実施。企業の外国人社員に対する日本語指導派遣。 (2) 外国人採用に興味のある企業の採用を促進。オンラインでも外国人採用に関する企業向け説明会を開催。企業の参加実績は5～6社。 (3) SNSやiFOSの来訪者経由で地域のイベント情報等を積極的に発信。留学生を対象にした「外国人食堂」を定期的で開催しており、臨時のイベント情報(例:いちご狩り、お盆踊り、商店街のマルシェなど)についても外国人向けに発信。
効果	多文化共生教育推進協議会の設置により、大学と市立小学校のネットワークが構築され、留学生が市内の小中学校にゲストティーチャーとして派遣されるケースも出てきた。多文化共生教育推進協議会を設置したことで、市の他課室との連携もスムーズになった。これまで民間が主導してきた外国人材の受入れを市がバックアップすることで、外国人受入れに対する市民の意識もより前向きになることが期待される。	令和4年度においてはコロナ禍の影響が縮小し、在住外国人の数が復調に転じ、計画期間以前の数値を超えたほか、交流事業への外国人参加者数・セミナーや交流会への参加者数が増加した。外国人同士や外国人と日本人との交流を可能にし、函館市での生活における不安を取り除くことによって、外国人にとってより暮らしやすい街になるということが期待される。	外国人にとって住みやすい環境整備につながり、外国人の定住者数が年々増加している。iFOSで実施する支援事を周知し、外国人や受入企業に更に利用してもらえれば、より一層の効果が期待できる。

先導的な事業例パターンの考え方と施策パッケージ

施策の検討・選択に強く影響する視点

【視点1：施策の対象者】どのような外国人住民がいるのか？

- ・国籍や年齢、日本語能力、日本における居住の理由や期間等、地域に暮らす外国人は様々である。
- ・特に、地域における活躍や、コミュニティ形成の観点からは、外国人の居住期間や転居の可能性、家族の有無等が重要な視点となる。
- ・これらの視点は、客観的には、在留資格の影響を強く受ける。

【視点2：地方公共団体の方針】外国人をどう捉えるのか？

- ・外国人に対する地方公共団体の捉え方によって施策バリエーションは異なる。
- ・地方公共団体のスタンスとしては、『外国人の流入や転居等によって多くの外国人が居住するようになり、必然的に対応が求められるようになった地方公共団体（現状対応型）』もあれば、逆に『労働力確保や人口減少対策として外国人の増加を積極的に期待している地方公共団体（推進型）』もある。

パターン1

永住・定住・配偶者等の
中長期居住者が多い
地方公共団体

【施策例】

- ・ **生活支援員・相談員の配置**
→ 生活する上で必要な各種手続や、日常生活での悩み等を相談できる場所の提供
- ・ **外国人住民の交流の場の提供**
→ 外国人住民が集まり、交流する場を提供することでコミュニティの形成等を促す
- ・ **外国人コミュニティの把握**
→ 地域内の外国人のコミュニティを把握し、自治体からの円滑な情報発信等に役立てる
- ・ **外国人が参加する会議体の設置**
→ 外国人住民が参加できる会議体を設置し、ニーズや課題等を直接聴取する
- ・ **外国人住民の子どもの学習サポート**
→ 外国人住民の子どもが学校生活等における不便を軽減するための学習サポート

等

パターン2

技能実習・留学等の
期間限定的居住者が多い
地方公共団体

【施策例】

- ・ **動画による情報発信**
→ 生活に役立つ情報を説明する動画を多言語で作成・配信
- ・ **地域内ツアーの実施**
→ 土地勘のない留学生や技能実習生を対象にツアーを行い、地域の魅力を伝える
- ・ **イベントの企画・実施**
→ 外国人住民が地域住民とふれあい、地域や地域住民の魅力に気付いてもらう
- ・ **技能実習生向けの勉強会**
→ 技能実習生の日本語及び専門分野の資格取得に向けた勉強会を実施
- ・ **留学生の就業支援**
→ 日本で専門知識を学んだ留学生が地域の企業へ就職するためのサポート

等

パターン3

現状対応型
地方公共団体
(外国人の増加に中立)

【施策例】

- ・ **生活セミナーの開催**
→ 外国人住民が母国と日本の文化の違い等を学ぶためのセミナーを開催
- ・ **外国人住民向けの防災訓練**
→ 言語等の問題から災害弱者となりやすい外国人住民向けに防災訓練を実施する
- ・ **地域住民向けのやさしい日本語教室**
→ 地域住民にやさしい日本語を習得してもらい、外国人住民との交流を促す
- ・ **外国人住民の町内会加入促進**
→ 外国人住民に町内会へ加入してもらい、地域内での交流を深めてもらう
- ・ **外国人住民による異文化紹介**
→ 外国人住民が地域住民に母国の文化等を紹介し、地域住民の国際化を促す

等

パターン4

外国人居住推進型
地方公共団体
(外国人の増加に積極的)

【施策例】

- ・ **地域内企業向けのセミナー**
→ 地域内企業に対してセミナーを行い、外国人材の雇用に対するハードルを下げる
- ・ **海外イベントへの参加**
→ 海外での地域の周知を拡大していくことで、日本や地域への興味・関心を醸成する
- ・ **海外大学等、海外機関との連携**
→ 海外大学等と連携し、留学生や技能実習生等の受入れを増やす
- ・ **海外短期留学生の受入れ**
→ 留学期間中に日本の魅力を知ってもらい、将来日本での就労意向を高めてもらう
- ・ **外国人就労支援員の雇用**
→ 外国人材が地域で就労するに当たって、仕事上の悩み等を相談できる場を提供する

等

外国人労働者受入れに対する自治体の取組において求められる事項と留意点

項目	求められる事項	留意点
1. ターゲットとアウトカム	➢ 現状における外国人労働者や事業者のニーズの明確化（「誰」から「何」をニーズとして求められているか） ➢ 対象とすべきターゲットの明確化（「誰」に「何」をアクティビティとして実施してほしいのか、「誰」の「何」をアウトプットとして目標設定すればいいか） ➢ 何を短期/中期的、長期的アウトカムとするのかの明確化（「誰」にとっての「何」をアウトカムとして実現することが重要なのか）	➢ 国際交流や多文化共生自体がゴールではない ➢ 先駆的な取組を自発的におこなっている企業だけではなく、取組ができていない企業からのニーズをくみ取る必要がある ➢ 在留外国人数や外国人労働者数の増加等は一つのアウトプット(実績)であってアウトカム(効果や事業目的)ではない ➢ 継続(将来的な各地域における自助・共助)が重要であり、一時的な取組で終わるような内容は適切ではない ➢ 結婚・出産・育児、移住・定住等と外国人受入れ施策の連動
2. 人権保護・人権尊重	➢ 多文化共生、人権保護・人権尊重に関する指針・方針の策定 ➢ 人権リスクアセスメント(発生頻度、深刻度、影響度でのマッピング)とリスク予防策・人権侵害発生時の対応方法の策定 ➢ 人権インパクトアセスメントの定期的な実施 ➢ グリーバンスメカニズム(救済・苦情対応の仕組み)の整備 ➢ ステークホルダーとのエンゲージメント	➢ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に求めている人権デュー・ディリジェンスの取組は、自治体にも参考となる内容が多い(ライツホルダー中心の考え、リスクマッピングの方法、グリーバンスメカニズムの8要件等) ➢ 定期的なリスクアセスメント・インパクトアセスメントの実施と開示が求められる ➢ 関係当事者とのエンゲージメントが最も重要(外国人本人や技能実習制度の監理団体や送出機関(送出国政府含む)との対話により実相が見えてくる可能性がある)
3. 在留資格制度	➢ 技能実習制度(改め育成就労制度)や特定技能制度における自治体としての役割や責任の把握 ➢ その他在留資格における外国人労働者等の受入れ制度(技人国、高度専門職、特定活動46号、企業内転勤1号・2号等、家族滞在、留学、インターンシップ、永住者・定住者など)の仕組みや自治体としてできることの把握 ➢ 不法滞在への注意喚起や不法就労の摘発・実態調査	➢ 育成就労制度の受入れ目的に「人材確保」が入ったことから、これまで地方創生推進交付金の対象外とされてきた技能実習生と異なり、各種支援事業の対象に含められる可能性 ➢ 地域社会に寄与・地域社会で活躍できる可能性のある人材を掘り起こす必要がある ➢ 不法滞在者や不法就労助長者(不法滞在者雇用企業やあっせん事業者)は地域内に存在させてはならない

ご清聴いただき、誠にありがとうございます。

《お問い合わせ先》 株式会社ワールドディング 執行役員 池邊正一郎 Mail: ikebe@worlding.asia

